

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【公開番号】特開2012-247259(P2012-247259A)

【公開日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2012-053

【出願番号】特願2011-118193(P2011-118193)

【国際特許分類】

G 01 D 21/00 (2006.01)

G 01 B 11/00 (2006.01)

G 08 B 21/02 (2006.01)

G 08 B 25/08 (2006.01)

E 02 D 17/20 (2006.01)

【F I】

G 01 D 21/00 D

G 01 B 11/00 A

G 01 B 11/00 B

G 08 B 21/02

G 08 B 25/08 A

E 02 D 17/20 1 0 6

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月16日(2014.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

そして、上記の拡散レーザ光(4)は、地盤変位の発生が予測される予測位置(5)に設置したレーザ光反射板(6)に照射され、図4に示す如くこのレーザ光反射板(6)は拡散レーザ光(4)を反射する。反射された反射波(7)は検出器(8)に受光され、この検出器(8)によって受光した反射波(7)とレーザ光発振部(1)の照射波(10)との位相のズレを測定機構(11)で測定し、レーザ光発振部(1)とレーザ光反射板(6)の距離を計測する。また、レーザ光反射板(6)は図1に示す如く、地盤変位の予測される予測位置(5)に設置されるとともに測定機構(11)、レーザ光発振部(1)等の測定用の部材は、地盤変位の予測されない安全な設置位置(9)に設置する。この設置位置(9)は、予測位置(5)とは道(23)、河川(24)等を介した位置であっても、概ね100m以内であれば設置して計測が可能となる。